

総合部会の設置について

平成 2 1 年 2 月 2 5 日
地震調査研究推進本部
政 策 委 員 会

地震調査研究の成果を着実に国民や地方公共団体等の防災・減災対策等に繋げていくためには、国民や地方公共団体等の防災減災対策等のニーズを正確に把握した上で地震調査研究を推進するとともに、地震調査研究の目標や成果を分かり易く国民に示し、地震に関する正しい理解を得られるようにすることが必要である。

これらの方策を検討するとともに、その結果を踏まえ、関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うため、政策委員会に総合部会を設置する。

1. 検討事項

- (1) 国民や地方公共団体等のニーズを踏まえた地震調査研究の推進方策に関すること
- (2) 地震調査研究の成果の効果的な普及方策に関すること
- (3) 地震活動の総合的な評価に基づく広報に関すること
- (4) 関係行政機関の地震調査研究予算に関する調査及び調整方針に関すること
- (5) その他必要な事項

2. 部会の構成員等

- (1) 部会を構成する委員及び専門委員については、政策委員会委員長が別途定める。
この場合、構成員には、地震調査委員会の委員を含めるものとする。
- (2) 部会長は、部会の構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
- (3) 部会長は、部会に専門家を招聘し、意見を聴取することができる。

3. 政策委員会と地震調査委員会との協力

政策委員会及び地震調査委員会における意見が部会の審議に反映されるよう、部会は、政策委員会及び地震調査委員会に適宜審議結果を報告するとともに、意見を聴くものとする。

予算小委員会の設置について

平成8年6月14日

政策委員会

地震調査研究推進本部における地震調査研究予算の事務の調整の円滑な実施に資するため、以下のとおり、政策委員会に予算小委員会を設置する。

1. 検討事項

- (1) 関係行政機関の地震調査研究予算に関する調査に関すること
- (2) 関係行政機関の地震調査研究予算の事務の調整方針の検討に関すること
- (3) その他地震調査研究予算の事務の調整の円滑な実施のために必要な事項

2. 構成員等

- (1) 小委員会を構成する委員及び専門委員については、政策委員会委員長が別途定める。
- (2) 小委員会に主査を置き、小委員会の構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
- (3) 主査は、小委員会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

成果を社会に活かす部会の設置について

平成11年8月27日

政策委員会

地震調査研究の成果が国民一般にとって分かり易く、防災意識の高揚や具体的な防災行動に結びつくものとするとともに、国や地方公共団体等の防災関係機関の具体的な防災対策に結びつくようにするための方策を検討する必要がある。これらを政策委員会と地震調査委員会が協力して行うため、政策委員会運営要領（平成7年8月9日政策委員会決定。以下「運営要領」という。）に基づき、成果を社会に活かす部会（仮称）を設ける。

1. 審議事項

- (1) 地震活動の総合的な評価に基づく広報に関すること
- (2) 地震調査研究の成果の効果的な普及方策に関すること
- (3) その他必要な事項

2. 部会の構成員等

- (1) 部会を構成する委員及び専門委員については、委員長が別途定める。この場合、構成員には、地震調査委員会の委員を含めるものとする。
- (2) 部会長は、部会の構成員の中から委員長が指名する。
- (3) 委員長は、構成員及び部会長の指名に当たっては、地震調査委員会の委員長の意見を聴くものとする。
- (4) 部会長は、部会に専門家を招聘し、意見を聴取することができる。

3. 政策委員会と地震調査委員会との協力

政策委員会及び地震調査委員会における意見が部会の審議に反映されるよう、部会は、政策委員会及び地震調査委員会に適宜審議結果を報告するとともに、意見を聴くものとする。